

山梨県埋蔵文化財発掘調査基準

目次		1
第1章	基本事項	2
第2章	事前準備	5
第3章	試掘・確認調査	9
第4章	発掘作業	
	1 旧石器時代遺跡の調査	1 2
	2 集落調査	1 4
	3 古墳の調査	1 9
	4 中世城館跡の調査	2 2
	5 水田・低湿地の調査	2 4
	6 堤防遺跡の調査	2 6
第5章	整理等作業	2 8
第6章	報告書	4 4
別表1	市町村コード	
別表2	報告書表紙の書式	
別表3	報告書背表紙の書式	
別表4	報告書仕様書	

山梨県埋蔵文化財発掘調査基準

平成 28 年 4 月 1 日

山梨県知事

第1章 基本事項

1 趣旨

この調査基準は、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第92条第1項および99条第1項の規定に基づいて、山梨県内で行政目的により行われる発掘調査について必要事項を定めたものである。なお、この基準は「行政目的で行う埋蔵文化財調査の標準(報告)」(平成16年10月29日 埋蔵文化財調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁)等を踏まえ策定した。

2 基本事項

埋蔵文化財として取り扱う範囲は「山梨県埋蔵文化財事務取扱要項」(平成19年4月1日施行、令和2年4月1日改正)に基づくものとし、出土品の取扱については「山梨県出土品取扱要項」(平成12年4月1日施行、令和2年4月1日改正)に基づくものとする。

3 埋蔵文化財の意義

埋蔵文化財は、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない国民共有の歴史的文化的資産である。それは、各地域に数多く普遍的に、あらゆる人々の遺産として、個性的に存在する。また文字や記録のない時代や地域にとっては唯一の資料で、文字のある時代においても通常文字として記録されることの少ないことがらを明らかにすることができる資料である。

埋蔵文化財は、その土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進める上で、重要な要素の一つとして生かすことができる。

埋蔵文化財は、その地域の先人が実際作り上げ、使ったものであり、それに直接触れて時代を超えて対話することができる資料である。学校教育や生涯学習の親しみやすい教材としての活用の幅は広い。

4 発掘調査

発掘調査は、①現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）、②調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経て、③発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の刊行に至る一連の作業すべてをいう。

1) 発掘調査の種類

発掘調査には①試掘・確認調査、②記録保存のための発掘調査、③保存・活用のための発掘調査がある。

2) 発掘調査の経費と積算

発掘調査を実施するに当たっては、この発掘調査基準に基づいて、発掘調査計画を立て、「山梨県埋蔵文化財積算基準」に基づいて積算する。

3) 発掘調査体制

「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日 文化庁次長通知）、「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」（平成12年11月17日 文化庁長官通知）に基づき調査体制の整備を行う。

①発掘調査の調査主体者

- ア 埋蔵文化財担当専門職員が配置されている文化財保護部局
- イ 上記の文化庁通知に準拠すると認められる団体

② 発掘調査の担当者

- ア 文化財保護部局の埋蔵文化財専門職員
- イ 上記の文化庁通知に準拠すると認められる個人

③ 発掘調査体制

ア 調査主体者は発掘調査を安全かつ円滑に進めるよう体制の整備を行う。

イ 発掘担当者は原則として2名以上とする。

ウ 発掘担当者は発掘調査現場に常駐し、指揮監督する。

4) 遺跡の位置の表示

遺跡の位置は世界測地系座標（日本測地系2000 JDG2000）で表示する。報告書抄録の北緯・東経も同じとし、測地系（JDG2000）を明記する。

測量原点は4級以上の精度のものとし、発掘区付近にない場合にはあらたに打設する。打設する場合には、測量業者や事業者に委託・依頼して実施する場合もあるが、行政機関が設置している各種の基準点で要件を備えたものを測量原点として活用することもできる。

5) 遺構の保存

発掘調査により重要な遺構が発見された場合は、その保存について直ちに山梨県と協議する。

6) 出土品及び記録類の取扱

「出土品の取扱について（報告）」（平成9年8月13日 文化庁）並びに「山梨県出土品取扱要項」（平成12年4月1日施行、令和2年4月1日改正）に基づいて出土品を取扱い、記録類の取扱は第5章で示す。

5 整理等作業

整理等作業は発掘調査により得られた出土品、図面類等のデータをも

とに、学術的な整理・分析を行い、最終的に埋蔵文化財の記録をまとめた報告書の刊行を目的として行う作業である。

1) 作業計画

発掘調査で得られた遺構と遺物から、遺跡の内容が適正に表現できるように客観的な作業計画の立案が望まれる。作業期間等は「山梨県埋蔵文化財積算基準」により算出する。

2) 作業担当者

整理作業担当者は、発掘調査で得られた情報や成果を把握している発掘担当者が実施することを原則とする。

3) 作業の実施時期

作業の実施時期は発掘調査についての認識や記憶が鮮明であるうちに実施することが望ましい。原則として3年以内に整理等作業を終え、報告書を刊行することを原則とする。

6 報告書

現状保存が困難な埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査報告書の刊行は、発掘調査と整理作業の学術的な成果の記録であるから、発掘調査の結果を正確に記録に留め、将来的に活用が図れるものでなければならない。

1) 報告書の形式

報告書は紙媒体により印刷物として刊行することを原則とし、デジタル媒体のみによる報告は認めない。公開活用のため報告書に合わせて、デジタル媒体による記録（PDF データの整備）も並行して進める

こと。

2) 報告書の内容等

報告書の内容等については、第6章で定める。

3) 報告書及び図面・写真等の記録類の帰属

埋蔵文化財は国民共有の歴史的資産であることから、報告書及び図面・写真等の記録類は、当該文化財保護部局に帰属する。

7 日常管理等

発掘調査全般を安全かつ円滑に実施するためには、調査活動全体の日常的な管理が重要である。進捗状況を客観的な形で残すためには、日誌類を作成し、後の検証及び追跡ができる資料とする。

1) 安全管理

作業全般にわたり、関係法令に基づく安全管理を十分に行う。

2) 日誌類の作成

日誌類は、調査全般を通じた唯一の記録であり、行政的な記録を兼ねるため、後の検証及び追跡ができるように留意し、作業経過や、成果、課題、特記事項等の項目を記入する。なお、略図や写真を併用した効果的な調査日誌を作成する。

発掘担当者は、常に全体の調査を統括し、遺跡全体を把握するため、業務日誌を作成する。

第2章 事前準備

〔取扱〕 ◎は原則として必須、○は遺跡の状況に応じて必要

1 事前準備	取扱	成果品等
調査場所の確認	◎ ◎	調査依頼書 工事計画図
地図類の入手	◎ ○	地形図・工事計画図・地籍図・丈量図・航空写真 古絵図
用地の確認	◎ ◎	発掘調査承諾書 出土品帰属承諾書
地上物件及び地下埋設物の掌握		
周囲の環境		
進入路の確保等		
安全・衛生施		

掘削	どを使用して効率的に行う。		
掘削深度の設定	・試掘・確認調査等の成果を確認のうえ包含層上面を面的に的確にとらえ、掘削深度を設定する。		
掘削作業	・原則として、表土層（調査対象時期の包含層上面近くまで）は重機掘削とし、それ以後は人力掘削によるものとする。 ・窯跡など表土層に大量の遺物を含む場合には、それが遺構を強く反映するものであるため、人力による掘削として遺物を取り上げる。		
写真撮影	・必要に応じ作業風景の写真を撮影する。	○	写真
無遺物層の取扱	・遺構確認面が重複し、その間に無遺物層（遺物・遺構の無い層）をはさむ場合の無遺物層は、表土等と同じ取り扱いをする。		
6 遺構の記録～本調査も含め、全ての調査に該当			
図面類	図面類には、状況に応じて次のような種類が必要となる。 ・遺跡の状況 位置図、地形図、発掘区設定図 ・遺構の広がり 全体図（遺構配置図）、部分的な配置図 ※以上については必要に応じて等高線を入れる ・遺構の種類や形 個々の平面図、立面図（側面図）、断面図（以下、「エレベーション図」という。） ・詳細図 各施設の部分図 ・覆土の状況 土層断面図（以下、「セクション図」という。） ※土色帳等により共通した色調、質を記載する ・出土遺物 遺物出土点分布図、詳細出土状況図	◎ ◎ ◎ ◎	位置図、地形図 1/5000～1/50000 発掘区設定図 1/100～1/1000 全体図 1/100～1/500 遺構平面図、立面図、詳細図、エレベーション図、セクション図 1/10～1/100
空撮図化	・空撮図化を実施することは、正確かつ迅速で、特に全体図作成にあたっては有効である。 ・空撮図化により実測する場合、図化に十分反映されない遺構の部分については、別の方法で追加測量を行う。	○	全体図 1/100～1/500

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全体図（遺構配置図）作成にあたり、同一遺構面に異なる時代の遺構が分布する場合には、時代の識別ができるよう配慮する。 ・トータルステーション等デジタルデータによる実測の場合には、随時図を出力して遺構の確認を行いながら校正することが必要であり、また必ずバックアップデータを取る。 ・図面台帳を揃え、データを整理する。 ・必要に応じて土層断面の剥ぎ取りを行い、資料を保存・活用することも有効である。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>全体図 1/100～1/50</p> <p>デジタルデータ出力図</p> <p>図面台帳</p>
写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構、遺物の記録として写真は必要不可欠なデータである。デジタルカメラまたはフィルムカメラを使用し、恒久的に記録情報を保存できる画像媒体とする。 ・遺跡ごとの写真台帳を作成し、調査後の利活用に備える。 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>写真、フィルム</p> <p>デジタル画像データ</p> <p>写真台帳</p>

第3章 試掘・確認調査

1 事前準備		取扱	成果品
事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地表観察を十分に行い、必要に応じてボーリングステッキによる調査や地中レーダー等を用い、地下遺構の把握に努める。 ・古絵図・文献の調査や地域住民からの聞き取りを行う（古地図・文献・地域住民からの聞き取り等）。 ・上下水道、ガス管、埋設電力線、通信線等の掘削に支障のある埋設物を事前に把握しておく。 		
試掘・確認調査面積	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査は、原則的に調査対象地の5%程度、確認調査は10%程度とし、過不足なく実施する。ただし、地形環境や障害物がある場合はこの限りではない。 	◎	試掘溝（以下、「トレンチ」という。）配置図 1/100～1/200 第3章第3節を参照
遺跡の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・対象面積の5～10%程度の限られた範囲の掘削から、経費精算に必要な項目（①調査面積 ②土量 ③包含層の厚さ ④遺物の濃度 ⑤想定される遺構数データ）を把握する。 		
発掘調査の範囲の確定	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘・確認調査の結果をもとに、「山梨県埋蔵文化財事務取扱要項」を踏まえ、関係機関と協議し、現地保存できない場合には、記録保存のための発掘調査の範囲を確定する。 		
2 掘削作業			
グリッド・トレンチの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチの設定は、調査対象地及び周辺の地形等を考慮し、効率よく遺構把握ができるよう心がける。 ・グリッドを設定してその中に試掘地区を設定する場合は、基本となるグリッドの最小単位を原則5メートルとする。 		
表土の掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・表土の掘削は、地表から順次下げていく。重機掘削の場合は、バケットは基本的に平爪とし、慎重掘削とする。 ・掘削の際には、必ず発掘調査担当者が立ち会い、地層・遺物・深度・掘削の難易度等の確認を行う。 	◎	写真

	<ul style="list-style-type: none"> ・包含層の存在が予想される土層が確認された場合は、適宜人力による精査を行う。 		
包含層の掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構・遺物が検出された場合、人力による精査を行い、より詳細な把握に努める。 ・遺構の時代、性格やその密度を把握し、遺物の出土した層位や地点を記録する。 ・遺構が確認された場合でも、下層の試掘・確認調査を行う場合は、発見遺構を破壊することなく残して、遺構の無い部分で下層の包含層や遺構の検出に努める。 ・遺構が検出されなかった場合でも地層の堆積から文化層が想定される場合は、精査・確認後さらに掘削し、下方の包含層の有無の確認に努める。 		
遺構の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査に影響のない範囲で、遺構確認上必要な場合には掘削を実施し、掘削に関するの深度や難易度を記録する。 ・把握が難しい遺構の場合は、部分的に小トレンチを入れ、その深さなどを確認する。 ・遺構確認面上での遺物を、本調査に影響のない範囲で採取することも可能である。 	◎	遺構平面図 1/20～1/40
3 記録作業			
記録図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・記録作業の成果品は、事業計画図へのトレンチ配置図、遺構平面図、セクション図とする。 ・作成にあたっては、掘削箇所の他に、用地範囲、地籍界、測量杭、構築物等を記入し、他の測量図と照合できるようにする。 ・遺構・遺物が確認された場合は、全体図にその位置を記入するとともに、トレンチ平面図・断面図等を作成する。 	◎ ◎ ◎	トレンチ配置図 1/100～1/200 遺構平面図・エレベーション図 1/20～1/40 セクション図 1/20～1/40(トレンチごと)
記録写真の撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチごとに、全景及び土層堆積状況の写真撮影を行う。 ・遺構・遺物が検出された場合は、その状況を撮影する。 ・本調査時の目安になるよう、周辺に目印となる構造物等ある場合には、トレンチとともに写し込む。 	◎	全景写真・土層堆積状況写真
4 埋め戻し			
埋め戻しと	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチは、特に理由がなければ即日埋め戻し、完了写真を撮影する。 		

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め戻しができない場合は、人や重機等が落ちないように安全対策を講ずる。 ・遺構などが検出されている場合は、ブルーシート等で覆うなどの保護措置をとる。 ・遺構の検出されたトレンチは、遺構の位置が地表からも明らかとなるよう措置する。 		
5 調査の困難な地形に対する対処及び留意事項			
安全衛生基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の困難な地形での試掘・確認調査にあたっては、特に「安全衛生基準」を遵守して実施する。 		
工事内容の勘案	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削に当たっては工事の内容を十分に理解し、掘り過ぎ、掘り足らずには細心の注意を払う。 		
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・重機使用にあたってはゴムキャタピラや低騒音・低振動仕様を使用する。防塵のため、必要に応じて散水や飛散防止シートを用いる。 ・隣地境界とは保安距離をとって掘削する。 		
低湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水が著しい場合、ポンプアップなど排水対策を施すとともに、汚泥処理に配慮する。 		
遺物の確認できない遺構－山城・堤防など	<ul style="list-style-type: none"> ・時期決定や性格の判断が困難であるため、土層の堆積状況に加え、土地の履歴情報や周辺の地形に十分留意する。 		
山林傾斜地	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の流出・落石等には十分に留意する。 		

第4章 発掘作業

発掘作業については原則として文化庁文化財記念物課発行の『発掘調査のてびき』（2010、2015）に準拠して実施するものとする。なお以下では、旧石器時代遺跡、集落遺跡、古墳、中世城館跡、水田・低湿地、堤防遺跡の発掘作業における作業工程および記録成果の基準を例示する。

1 旧石器時代遺跡の調査

1 掘削前の準備		取扱	成果品
事前準備	・ 試掘調査等のデータを基に、発掘区の設定、発掘深度の検討を行う。		
表土層等の除去	・ 試掘調査の成果を基に、表土層や無遺物層については大型機械等により除去を行う。		
グリッドの設定	・ 地形に応じて、世界測地系にあわせて最も効果的に設定する。	◎	グリッド図 1/50～1/200
2 遺構面掘削			
遺物集中箇所 の絞り込み	・ 試掘調査で確認した層位や範囲をさらに詳細に把握するために、表土層除去後、グリッドに沿ってトレンチなどを設定し、遺物集中箇所の範囲を絞り込む。 ・ 原則として大型の用具を使用し、必要に応じて小型用具を併用する。	◎	トレンチ配置図 1/50～1/200
基本層序の決定	・ 土層の色調、土質、火山灰等の含有物を記録して、旧石器時代の遺物包含層や遺構面を記録し、基本土層を決定する。	◎ ◎	基本層序のセクション図 1/20 基本層序の写真
火山灰の分析	・ 本県の場合、旧石器時代の遺跡は扇状地や崖錐地形が多く、年代の把握等のため、火山灰の自然科学的分析は必須である。	◎	火山灰分析
遺構・遺物の検出	・ 遺物集中箇所を対象に、人力でジョレン等を使用して遺構・遺物の検出を行うが、遺物や礫群などが検出された場合は、その周辺は手カンナ等の小形の道具で面的に掘り下げる。	○ ○	遺構検出状況図 1/20～1/50 遺構検出状況写真

遺物・遺構の調査と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・出土品は石器、剥片、礫、木炭などであるが、これらは全体の記録、写真をとるまで掘り残す。 ・記録は原則としてドットマップを作成する。 ・何枚もの層が重なる場合は面的な調査と出土記録や写真撮影などの記録作業を繰り返す。 ・礫群や竪穴遺構、土坑などの遺構は確認した面で平面図や断面図、遺物分布図、写真などの記録を残す。 ・細石刃や碎片等の微細遺物は、小区画ごとに土壌を採取して洗浄やフルイがけを行う。 ・焼土や炭化物が確認された場合には、平面的な精査により分布範囲や密度を観察し、断ち割りにより掘り込みの有無や垂直分布の状況を記録する。 ・炭化物は、必要に応じてサンプルを採取し、樹種同定や年代測定等の自然科学的分析を行う。 	◎ ◎ ◎ ◎	ドットマップ 1/10~1/100 遺物出土状況図（平面、断面） 1/10~1/20 遺物出土状況写真 遺構平面図・断面図 1/10~1/20
3 全体図の作成・写真撮影			
図面	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、遺構検出面での地形測量を行う。 ・調査区全体図は、文化層ごとに作成する。 	◎ ◎	地形測量図 1/100~1/200 全体図（文化層ごと） 1/100~1/200
全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、広範囲の地形がわかるような空中写真を撮影する。 	○	空中写真

2 集落調査

1 掘削前の準備		取扱	成果品
発掘区域の設定	・試掘調査の成果を基に、遺構の広がりや自然地形を勘案しながら発掘区を設定する。	◎	発掘区域図 1/100～1/1,000
表土層等の除去	・試掘調査の成果を基に、表土層や盛り土、無遺物層については大型機械により除去を行う。		
グリッドの設定	・地形に応じて、世界測地系にあわせて最も効果的に設定する。	○	グリッド図 1/200～1,000
2 遺物包含層の掘削			
掘削	・試掘、確認調査での所見等を参考にし、その層位に従って掘削し、調査を進める。		
土層観察用ベルトの設定	・土層観察用ベルトは、適宜、過不足なく設定する。なお土層観察については、調査区側壁面を利用することもできる。	◎	セクション図 1/20～1/40
遺物の取り上げ方	<p>・遺物の取り上げ方法と出土位置の記録方法には次の3点がある。</p> <p>① グリッドごとの層位単位での取り上げ</p> <p>② ドットマップの作成</p> <p>③ 出土状況の実測（以下、「詳細出土状況図」という）</p> <p>これらの組み合わせを含め、適宜状況に適した方法で記録し、取り上げを行う。</p> <p>・必要に応じて写真撮影を行う。</p>	○ ○ ○ ○	<p>野帳への取り上げ記録</p> <p>ドットマップ 1/20～1/40</p> <p>詳細出土状況図 1/10～1/20</p> <p>写真</p>
3 竪穴住居の掘削			
遺構の検出	・住居等の遺構検出にあたっては、ジョレンや移植ゴテ等を用い、土壌の色調・質・硬度・含有	○	遺構検出状況写真

	<p>物等を慎重に見極めながら所在確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複関係がある場合には、土質等により新旧関係を可能な限り平面で把握できるよう努める。 		
住居等の配置略図の作成	<ul style="list-style-type: none"> 住居等の遺構を検出した後は配置略図を作成し、遺構の規模や発掘区内での位置等を明確にする。 	◎	配置略図 1/100～1/200
住居埋土掘削	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、移植ゴテ等により注意深く掘削を進める。 遺構検出の段階にて重複関係が認められた場合には、原則として新しい方の遺構から掘削を進め、遺物を分別する。 遺構掘削中に重複関係が判明した場合には、土層観察ベルトを新たに設定し、原則として新しい方から掘削を行い、遺物の分別を行う。 	○ ○	遺構掘削中写真 重複関係写真
土層観察用ベルトの設定と記録	<ul style="list-style-type: none"> 土層観察用ベルトは、土層堆積状況の観察や遺構の重複関係をみるために効果の高い部分を中心に、原則4分割で設定する。 分層を行う際には、土色帳等客観的な基準に基づいて行う。 土層断面の実測、写真撮影を行うとともに、各層の詳細な内容を記載する。 	◎ ○	セクション図 1/10～1/20 土層断面写真
遺物の取り上げ及び記録	<ul style="list-style-type: none"> 遺物は出土状況を確認するとともに、遺構の構築から廃絶までのどの段階のものかを的確に判断し、それに応じた適切な記録を作成した上で取り上げる。 状況に応じて、小区画での一括取り上げ、ドットマップの作成、詳細出土状況図作成等の作業を行う。 炭化物、金属製品、木製品等については、その保存を考えた上で適切な取り上げ方法を採用する。 ドットマップの作成、詳細遺物出土状況図の他に、必要に応じて住居平面実測図に遺物詳細図を載せる場合もある。 調査中、状況に応じた写真撮影を行う。 	○ ◎ ○ ◎	ドットマップ 1/10～1/20 詳細出土状況図 1/10～1/20 住居平面遺物出土状況図 遺物出土状況写真
焼失住居	<ul style="list-style-type: none"> 炭化材の方向、焼土の範囲、床面の焼け具合等に留意するとともに、炭化種子・炭化米等の遺 	◎	炭化材・焼土分布図 1/10～1/20

	<p>存体の存在を念頭に置きながら掘削を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて土壌サンプルを採取し、自然科学的分析を行う。 	◎	写真
4 住居に付属する施設の掘削			
住居内施設・遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・住居内の施設や遺構としては、柱穴・炉・カマド・壁溝・貼床・貯蔵穴・埋甕・敷石（配石）等がある。 		
柱穴	<ul style="list-style-type: none"> ・柱穴については、住居内外での精査を行い、住居に付随するものかどうかの判断を行う。 ・掘削にあたっては、柱そのもの・柱痕・掘り方・柱抜き取り痕等に注意する。 ・原則2分割で行い、必要に応じてセクション図の作成、写真撮影を行う。特に重複する場合には新旧関係の把握のため、柱穴の配置の検討とともに土層の観察を行う。 	○ ○ ○	セクション図 1/10～1/20 平面図 1/10～1/20 写真
炉	<ul style="list-style-type: none"> ・炉の埋土および焼土の堆積状況を確認するため、状況に応じて2分割または4分割を原則とする。 ・炉石等の抜き取り痕、灰層の状況、火床面や被熱痕等を確認しながら掘削を進める。 ・炉内遺物や炭化物等にも注意をはらい、必要に応じて土壌洗浄や自然科学的分析を行う。 	◎ ◎ ◎ ◎	セクション図 1/10～1/20 平面図 1/10～1/20 詳細出土状況図 1/10 写真
カマド	<ul style="list-style-type: none"> ・平面形を明らかにした後に、遺存状況と構造を明らかにするために、状況に応じて4分割ないし6分割で行い、構造や遺物の記録を行う。 ・袖部・天井部・灰層・火床面・支脚・煙道等の遺存状態を観察し、構造が復元できるよう留意する。 ・カマド内遺物や炭化物等にも注意をはらい、必要に応じて土壌洗浄や自然科学的分析を行う。 	◎ ◎ ◎ ◎	平面図 1/10～1/20 セクション図 1/10～1/20 詳細出土状況図 1/10～1/20 写真
貼床	<ul style="list-style-type: none"> ・貼床がある場合は床面下の調査までに行い、床下土坑等の施設の確認や、古い時期の住居の存在や掘り方等にも注意を払う。 ・構築の際に儀式などを行うことも想定されるので、貼床下の特殊遺物にも留意する。 	◎ ◎ ◎	セクション図 1/20 平面図 1/20 エレベーション図 1/20 写真
壁溝（周溝）	<ul style="list-style-type: none"> ・壁溝を持つ住居もあるので、壁下付近の調査時には注意を払う。 ・壁溝は、建て替えや重複関係を確認する上でも効果があることから、土層の観察等に留意する。 	◎ ○	セクション図 1/10～1/20 写真

出入り口部	<ul style="list-style-type: none"> 住居の出入り口部には、柱穴・小穴・溝・置石・埋甕・張り出し部等の付属施設が設けられる場合がある。これらに留意しながら、壁や床面を精査する。 状況に応じて、平面図やセクション図、立面図等を作成する。 	◎ ◎ ◎	平面図・セクション図 1/10～1/20 立面図・エレベーション図 1/10～1/20 写真
埋甕	<ul style="list-style-type: none"> 特に出入り口部に多く存在するため、主軸線との関係に注意して床面精査を行う。 埋設状況が分かるような立面図や断面図を作成するとともに、埋納物の有無や土器を埋設するための掘り方にも注意する。 必要に応じて土器内の土壌サンプルを採取し、自然科学的分析を行う。 	◎ ◎ ◎	平面図・セクション図 1/10 立面図・エレベーション図 1/10 写真
貯蔵穴	<ul style="list-style-type: none"> 原則として2分割で掘り進め、土器等や微細遺物にも注意する。 	◎ ○ ◎	平面図・エレベーション図 1/10 詳細出土状況図 1/10 写真
敷石（配石）	<ul style="list-style-type: none"> 床面に敷石がなされている住居では、敷石下部の状況確認を行う。 再利用された石器のみならず敷石自体の使用痕にも留意する。 石材の種類についても自然科学的分析を行う。 	◎ ◎	平面図・エレベーション図 1/10～1/20 写真
5 その他の遺構（竪穴住居以外の場合）			
掘立柱の遺構等	<ul style="list-style-type: none"> 柱穴を持つ遺構には、建物・柵・塀等の可能性があることに留意し、面的にその広がり把握する。 複数の柱穴については相互の組み合わせを判断し、重複関係がある場合は、埋土の土質や配置などに留意しながら新旧関係の検討を十分に行う。 柱痕や柱抜き取り痕の確認を行うとともに、柱穴内の礎板にも注意する。 意図的に埋納した地鎮に関わる遺物、礎板に使用したもの等、重要な意味があるものは遺構との関係がわかるように出土状況の実測・記録を行う。 エレベーション図を基本とするが、必要に応じて土層断面図を作成する。 	◎ ◎ ◎ ○ ◎	平面図 1/20～1/40 エレベーション図 1/20～1/40 詳細出土状況図 1/10 柱穴セクション図 1/10～1/20 写真
屋外埋甕	<ul style="list-style-type: none"> 土坑および屋内埋甕に準ずる。 		

土坑	<ul style="list-style-type: none"> 土坑には、墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・貯蔵穴・陥し穴、地下式土坑、特殊なものには便所遺構・土器焼成坑等の種類がある。形態や埋土の特徴等から性格を正しく判断し、それに応じた調査方法により掘削を行う。 墓坑や埋納土坑における遺物、あるいは一括性が高い出土品については、その性格を判断する中で、適切な取り上げ方を採用する。 微細遺物が予測される場合には、覆土の採取・フルイがけ・洗浄等を行う。 	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>平面図・断面図、土層図 1/10～1/20</p> <p>写真</p> <p>○ 詳細出土状況図 1/10～1/20</p>
溝	<ul style="list-style-type: none"> 溝には、人工的に開削したものと自然流路があることから、その性格を判断しながら掘削を進める。 溝の全長は比較的長く、また改修及び溝さらえを行っていることも多いので、地点ごとに層位を正確に認識し、溝の変遷を表す層位の単位を把握する。 堀などの大型遺構は、石積み、杭、付属施設等に注意しながら慎重に調査を進める。 遺物の取り上げについては、地区、層位単位に一括で取り上げることを原則とする。 必要に応じて土壌サンプルを採取して、自然科学的分析を行う。 堰や護岸施設については、必要に応じて詳細な平面図、立面図、断面図を作成する。 特に重要な遺物については、状況に応じて詳細出土状況図を作成する。 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p>	<p>全体図 1/50～1/200</p> <p>平面図 1/20～1/40</p> <p>セクション図・エレベーション図 1/10～1/20</p> <p>◎ 詳細出土状況図 1/10～1/20</p> <p>◎ 写真（全体・部分）</p> <p>○ 詳細平面図・立面図・断面図 1/10～1/20</p>
井戸	<ul style="list-style-type: none"> 平面で精査して規模や形状、周辺の遺構との関係から井戸かどうか判断する。 調査にあたっては、平面で確認した輪郭に基づき、土層観察用ベルトで層位を確認しながら、掘形・井戸枠内・井戸枠抜き取り穴の層位ごとに慎重に掘り下げる。 井戸には、素掘りのもの、井戸枠を残すもの、井戸枠が抜き取られているもの、石組のものがあることから、これらの状況を判断しながら調査を進める。 遺物は、掘り方・井戸枠内・井戸枠抜き取り穴ごとで、それぞれの層位単位に一括で取り上げることを基本とするが、状況に応じて位置の記録を行い、出土状況の実測や写真撮影を行う。 	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◎</p>	<p>平面図 1/10～1/40</p> <p>○ セクション図 1/10～1/20</p> <p>○ 詳細出土状況図 1/10～1/20</p> <p>◎ 写真</p>

3 古墳の調査

1 掘削前の準備		取扱	成果品
測量	<ul style="list-style-type: none"> 古墳の残存状況や、試掘調査等の結果から、可能な限り古墳の範囲と墳形を把握しておく。 状況に応じて、当該地点での事前に把握している遺構のみならず、その周辺環境が理解できる範囲を含めて測量する。 既製の地形図を利用する場合は、遺構との関係に留意して補足測量する。 縮尺については、当該遺構の大きさや形状によって選択する。 	◎ ◎ ◎	周辺環境を示す地形図 1/100～1/10,000 墳丘地形測量図 1/100～1/1,000 ※20～100cm 間隔の等高線 現況写真
発掘区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> 想定される周溝や周堤などまでふくめて発掘区を設定する。 	◎	発掘区域図 1/100～1/1,000
トレンチ・土層観察用ベルトの設定	<ul style="list-style-type: none"> トレンチ・土層観察用ベルトの設置に際しては、墳丘・主体部・周溝・周堤などの実態や構築に係わる工程を把握することを目的に設定する。 土層観察用ベルトについては、古墳の平面形状に応じて少なくとも4分割以上設定し、状況に応じて必要な箇所に適宜追加する。 	◎ ◎	セクション図 1/20 ※適宜変更可 写真
2 墳丘の掘削			
遺構の検出	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘の掘削は、古墳が埋没している状況や調査の工程を検討し、基本的に人力で行い、補助的に重機による掘削を用いる。 古墳表土（墳丘面や周溝検出面を覆う土）を掘削し、墳丘面や周溝等の検出を行う作業についても、土層観察用ベルトを残し、大型、小型の用具を適宜用いて行う。 古墳表土の掘削にあたっては、付属施設（埴輪・葺石・段築・造り出し・張り出し部等）に注意する。 立木がある場合は必要に応じて伐採し、木の根の周辺を掘りながら除去するものとし、抜根は行わない。 	○ ◎ ◎	作業状況の写真 詳細出土状況図 1/10～1/20 写真
外部施設	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘に伴う施設（埴輪・葺石・段築・造り出し・張り出し部等）が確認された場合、その平面図、立面図、断面図を記録する。 	◎ ◎	全体図 1/40～1/100 葺石、埴輪等を含めた墳丘平面図・

		◎	立面図・断面図 1/20~1/100 微細図 1/10~20
埋葬施設 (竪穴式石室)	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘を精査して埋葬施設の位置を確認し、主体部の主軸に合わせて古墳全体に土層観察用ベルトを再設定する。 ・原則として埋葬施設内の堆積土を採取し、洗浄やフルイがけを行う。 	○	セクション図 1/20~1/40
埋葬施設 (横穴式石室)	<ul style="list-style-type: none"> ・前庭部や羨道の閉塞施設の残存状況・構造等を調査し、追葬や祭祀の痕跡等を確認する。 ・石室の解体にあたっては、裏込め等の構築状況や、墓道・墳丘との関係等を把握する。 		
埋葬主体の実測	<ul style="list-style-type: none"> ・内部における平面、立面、側壁・奥壁を含めた展開図を作成する。 ・石室主軸方向とそれに直交する3か所以上の断面図を作成する。 ・副葬品等の出土位置図を作成する。 	◎ ○ ◎	展開図(平面、立面、側壁、奥壁、天井等)・ 断面図 1/20~1/40 ドットマップ 1/20 副葬品出土詳細図 1/10~1/20
墳丘の断ち割り	<ul style="list-style-type: none"> ・墳丘は埋葬施設調査終了後、土層観察用ベルトで版築等の築造方法を確認しながら、大型・小型の用具を適宜使い分け、地山まで掘削する。 ・墳丘下での古墳築造期以前の遺構、祭祀の痕跡の有無の確認を行い、調査を進める。 	○	セクション図 1/20~1/40
3 周溝の調査			
周溝の検出	<ul style="list-style-type: none"> ・周溝の覆土上面まで土層の堆積が認められる場合には、その層を除去する。その際、状況に応じ、重機掘削と手掘りを使い分ける。 		
周溝の掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・周溝の掘削にあたっては、造り出し、ブリッジ、周堤、土坑等の付属施設や祭祀の痕跡等の存在に留意する。 ・周溝内の遺物については原則として、層位や出土位置を記録し、状況に応じて詳細出土状況図を作成する。 ・必要に応じて、周溝内の土壌サンプルを採取し、自然科学分析を行う。 	◎ ○ ○	平面図・セクション図、エレベーション 図 1/20~1/100 ドットマップ 1/20~1/200 詳細出土状況図 1/10~1/20
4 全体測量・写真撮影			

全体測量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘築造面及び周溝まで精査した後、最終的な全体測量を行う。 ・ 墳丘全体の大きさを勘案し、墳丘の等高線を設定する。 	◎	全体図 1/100～1/1000（等高線 50 cm 間隔）、1/40（等高線 20～25 cm）
全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古墳の立地環境等を含めた、空撮ないし上方からの撮影を実施する。 	○	空中写真等

4 中世城館跡の調査

1 掘削前の準備		取扱	成果品
地形観察・文献調査	<ul style="list-style-type: none"> 中世城館跡には、平地に立地する館跡・屋敷跡、山地に位置する山城等があり、その立地に応じて調査準備を行う。 平地の館跡等では、地割りや道路区画・地名等の現況把握を行い、山城については尾根や堀切、斜面の造成痕跡等の観察を行う。 城館の時期や機能、領主像を解明する上で文献・古絵図等の資料調査を行う。 	◎	調査成果一式
測量	<ul style="list-style-type: none"> 土塁、堀、堀切、水路、曲輪等の配置を記録する。 山城では、堀切、竪堀、帯曲輪等、尾根や斜面への造成が行われていることから、これらの存在に十分留意して測量する。 遺構図面は全体図、地区図を作成し、両者の縮尺は簡易に組み合わせることができるものとする。 石垣のある場合は、調査前と調査後の石垣測量図を作成し、写真撮影する。 	◎ ◎ ○ ◎	現況地形図 1/100～500 遺構平面図 1/100～500 石垣平面図・立面図・断面図 1/20～1/100 現況写真
2 掘削			
遺構の種類と調査	<ul style="list-style-type: none"> 遺構は、土塁、堀、曲輪、虎口、建物、井戸、水路、石組、墓等から構成される。その掘削にあたっては相互の関連に注意して行う。 曲輪内の調査にあたっては、中央を通るベルトにより4分割以上を行う。 建物には礎石をもつものや、掘立柱のものなどがあり、これらの配列や組み合わせに留意しながら調査を進める。 掘立柱の遺構等については、第4章2 集落調査の「掘立柱の遺構等」の項(P.17)を参照。 井戸や溝についても第4章2 集落調査の各項(P.18)を参照。 土塁については、トレンチや断ち割り等により断面の観察を行い、本来の規模・構築方法・ 	◎ ◎ ◎ ◎	建物跡 1/20～1/40 各遺構平面図、セクション図、立面図、見通し図 1/20～1/100 写真 セクション図 1/20～1/100

	<p>改修等を記録し、セクション図を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀はトレンチや土手等により土層堆積状況を記録し、掘削を進める。 ・鍛冶遺構が確認される場合は、必要に応じて遺構内の土壌を採取して、自然科学分析を行う。 ・城館内では、一つの完結した生活空間が形成されるため、井戸や土坑、堀などで土壌分析により古環境の復元が可能な場合、積極的に土壌の自然科学分析を行う。 		
遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・城館内から出土する遺物は、建物や曲輪の機能と関係し、城館の改築や改修の変遷をも示す資料であるので、出土位置についてはドットマップ等で記録した上で取り上げる。必要に応じて詳細出土状況図を作成する。 ・堀内では、土壌によっては木製品や穀物・種子類等が出土することも多いため、これらの遺存に注意し、必要に応じて埋土を採取して洗浄等を行う。 	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>ドットマップ 1/20~1/100</p> <p>詳細出土状況図 1/10~1/20</p> <p>写真</p>
3 全体図等の作成			
全体図、全体写真	<ul style="list-style-type: none"> ・全体図の作成を行い、個々の遺構の配置関係を明らかにする。 ・原則として、広範囲の地形がわかるような空中写真撮影を行う。 	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>全体図 1/50~1/200</p> <p>空中写真（航空測量写真も可）</p>

5 水田・低湿地の調査

1 掘削前の準備			
試掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 低湿地の遺跡の所在については、試掘調査により文化層数や遺構の種類・深度・範囲・土壌の強度・出水状況等を把握しておく。 水田の有無については、畦畔、耕作面、床面等の存在によって確認できることから、まず土層断面の観察を行い、次に平面的な広がりを確認する。 	◎	セクション図 1/20～1/40
安全性の確保と工法	<ul style="list-style-type: none"> 深度や出水状況により、法面の保護や安全確保のため、シートパイル工法や法面の傾斜工法あるいは段堀等の適切な掘削方法を選択する。 排水用の施設や水中ポンプ等の機材を揃えておく。 		
2 掘削と遺物の取り上げ			
遺構の検出	<ul style="list-style-type: none"> 試掘調査の成果に基づき、遺構に影響のない表土層や盛り土あるいは洪水による堆積土等については、大型重機等により除去し、遺構面直上からはジョレンや手ガンナ、移植ゴテ等により遺構の検出を行う。 		
水田の掘削	<ul style="list-style-type: none"> 畦畔上面が検出された段階で、水田の規模や形状が把握できる。この段階で、水田範囲を通したベルトを設定し、耕作面まで手作業により掘り下げる。ベルトは状況に応じて複数本設定する。 水掛かりの方法をつかむために、水口の位置の検出に努める。 水田祭祀あるいは水辺の祭祀の痕跡についても、特に動物の骨類やモモ・クルミ等の種子、齋串等の残存を含め、注意する。 耕作面には人や動物の足跡が残されている場合もある。移動方向の把握等に努める。 	◎ ◎	遺構平面図 1/20～1/50 セクション図 1/20～1/50
溝・水路・自然流路	<ul style="list-style-type: none"> 第4章2 集落調査の関係項目 (p.18) を参照 人工水路、自然流路に関わらず護岸施設には留意する。特に木質による施設が多いことから、掘削や図面作成にも注意を払う。 		

遺物の取り上げ・土層剥ぎ取り	<ul style="list-style-type: none"> ・水田や水路・溝等からの遺物については、必要に応じてドットマップの作成、区画内での層位ごとの一括取り上げ、詳細出土状況図の作成等、適宜行う。 ・湿地の調査では、木質や種子類、昆虫類等の有機物等が多く遺存している場合が多いことから、必要に応じて土壌洗浄等により微細遺物の収集を図り自然科学的分析を行う。脆弱遺物については、適切な取り上げ方法を選択する。 ・断面剥ぎ取りにより記録を残すことも有効である。 	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>	ドットマップ 1/20～1/40 詳細出土状況平面図・エレベーション図・立面図・見通し図 1/10～/20 発掘区セクション図 1/20～1/50 断面剥ぎ取り
3 全体図等の作成			
全体図、全体写真	<ul style="list-style-type: none"> ・水田等については広範囲に広がっていることから、効果的な全体図を作成する。 ・微高地と遺構の関係や水流の方向を確認するためにも、全体図に等高線を表す。状況に応じて等高線間隔を考慮する。 ・水田地域については、水田の現況区画図、分間図等を残しておくことも有効である。 ・周辺の地形との関連も重要であることから、広範囲の空中写真を撮影する。 	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	全体図 1/100～1/500 ※等高線は 5cm～10cm 水田現況区画図、分間図 空中写真

6 堤防遺跡の調査

1 掘削前の準備		取扱	成果品
地形観察・文献調査	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の残存状況や試掘調査等の結果から、可能な限り堤体の範囲と形状、水制等のひろがり把握しておく。 ・堤防の存在を示す可能性があるため、事前に周辺の地割りや道路区画・地名等の現況を把握する。 ・古絵図・古地図・地籍図・分間図・工事関係書類がある場合は、これらによる情報収集を行う。 	○	調査成果一式
測量	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地点での事前に把握している遺構のみならず、その周辺環境が理解できる範囲を含めて測量する。既製の地形図を利用する場合は、遺構との関係に留意して必要に応じて補足測量を実施する。 ・現況の堤体を調査の過程で記録できない場合は、遺跡の現況測量図を作成する。 ・縮尺については、当該遺構の大きさや形状によって選択する。 	◎ ◎ ◎	周辺環境を示す地形図 1/100～1/10,000 地形測量図 1/100～1/1,000 ※10～100cm 間隔の等高線 現況写真
2 掘削			
遺構の検出	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土および堤体の掘削は、堤防が埋没している状況や調査の工程を検討し、基本的に人力で行い、補助的に重機による掘削を用いる。 ・堤防の覆土を除去し、堤体等の検出を行う際は、土層観察用ベルトを残しつつ行う。 ・堤防周囲の堆積状況から水害の年代や状態がわかる場合には、これらに十分留意して土層観察を行う。 ・堤防の覆土の掘削にあたっては、付属施設（根固・出し・牛枠・水路等）の存在に注意する。 ・遺構平面図等は、検出した遺構面ごとに作成する。 ・堤体全体の形状を把握するためのエレベーション図を作成する。 ・堤体に石葺、石積等が用いられている場合には、葺き方、積み方が時代や修復の状況が現れる場合があるため、必要に応じて立面図を作成する。 	◎ ◎ ◎ ○ ◎ ◎	作業状況の写真 大型の遺構（堤体全体の平面図） 1/100～1/1000 微細の遺構（しがらみ等） 1/20～1/100 立面図 1/20～1/100 エレベーション図 1/20～1/100 セクション図 1/20～1/100

付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の付属施設（根固・出し・牛柵・水路等）が確認された場合、平面図・断面図を作成する。またその構造を把握するために必要な場合は、立面図を作成する。 ・堤防本体との時期差、付属施設の設置過程・埋没過程についても把握できるように留意する。 ・部材の結合状況等を記録するために、必要に応じて微細図を作成する。 	◎ ◎ ○ ○	全体図 1/40~1/100 平面図 1/20~1/100 立面図 1/20~1/100 微細図 1/10~20
堤防の断ち割り	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチ・土層観察用ベルトにより、堤体の埋没過程、修築過程、嵩上げ・腹付・主軸方向への継ぎ足しの有無と工程、堤体本体の構造、基底部の構造と地山に対する造成の状況を把握する。 ・この過程で旧堤体が発見された場合、前項までに従い調査を行う。 ・旧堤体については、遺存状況や構築状況に留意した調査方法を選択する。 	◎	セクション図 1/20~1/100
遺物の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防遺跡内から出土する遺物は、出土位置についてはドットマップ等で記録した上で取り上げる。必要に応じて詳細出土状況図を作成する。 ・炭化物、金属製品、木製品等については、その保存を考えた上で適切な取り上げ方法を採用する。 	◎ ○ ○	ドットマップ 1/20~1/100 詳細出土状況図 1/10~1/20 写真
3 全体図の作成・写真撮影			
図面	<ul style="list-style-type: none"> ・測量成果を元に、調査区全体の地形測量図を作成する。 	◎	地形測量図 1/100~1/1000
全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、広範囲の地形がわかるような空中写真を撮影する。 	○	空中写真

第5章 整理等作業

1 図面等の整理

1 記録図面類の整理		取扱	成果品
記録図面類の種類	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査後の記録には、調査前地形測量図、開発工事計画図、地積図（丈量図、字切図など）、遺構全体図、遺構全体略図、各遺構図（平面図、セクション図、エレベーション図、炉・カマド関係平面・断面・遺物図、柱穴・貯蔵穴・埋甕などの遺構図）、遺物分布図（平面分布／垂直分布）・微細図、調査日誌等がある。 		
分類と保管	<ul style="list-style-type: none"> 図面の種類別に図面個々に整理番号を付し、整理番号順に配列して保管する。 保管にあたり、専用の図面ケースに収納する。 折り目が見つからないように広げた状態で保管できるように収納ケースを選択する。 		
検索台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 図面個々に種類ごとに表題を付け、整理番号順に記載した台帳を作成し、報告書作成作業での閲覧に備えるとともに、一般公開時の検索台帳としても活用する。 	◎	図面台帳
図面相互の調整・関連化	<ul style="list-style-type: none"> 遺構図、遺物出土状況図等は、縮尺、レベル等、矛盾のないように検査し、補正しておく。 また、分割して遺構を図化したものは接合作業を終了させておく。 		
数値データの統一・換算	<ul style="list-style-type: none"> 土層断面図、遺構断面図等の水糸レベルや遺構のレベリング等の数値は、標高に直し、各図面が統一的に理解できるように調整する。 		
測量データの統合	<ul style="list-style-type: none"> 写真測量や、レーザー測量による図面は、デジタルデータとしての活用が可能であり、必要に応じてトータルステーションによる測量データと結合する。 平板測量等の図面も必要に応じてデジタルデータ化し、他のデータと統一的に取り扱う。 	◎	データの統合
2 記録写真類の整理			
記録写真類の種類	<ul style="list-style-type: none"> 発掘現場記録写真には、発掘前の写真、調査風景、遺構全体、各遺構、遺物出土状況写真、土層観察写真などがある。 		
キャプション・	<ul style="list-style-type: none"> 写真個々に整理番号を付し、撮影順および整理番号順に配列して保管する。 	◎	写真台帳

整理番号付けと保管、検索台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> 写真個々に表題を付け、被写体の内容や種類・撮影位置・方向等の情報を記入する。 遺構別に検索できる台帳を作成し、報告書作成作業での利用に備えるとともに、一般公開時の検索台帳としても活用する。 		
白黒写真の保管	<ul style="list-style-type: none"> 白黒写真は、35mm・ブローニー判以上にかかわらずベタ焼き写真を付けて、撮影順にネガアルバムに貼り、ネガフィルムとともに保管する。 写真個々に番号、表題を付け、撮影位置・方向等の情報をアルバムに記入する。 	◎	モノクロ・ネガアルバム
カラー写真の保管	<ul style="list-style-type: none"> カラー写真は、カットごとに普通サイズに焼き付け、撮影順に整理アルバムに貼り、ネガフィルムとともに保管する。 写真個々に番号、表題を付け、撮影位置・方向等の情報をアルバムに記入する。 	◎	カラー・ネガアルバム
35mmリバーサル写真の保管	<ul style="list-style-type: none"> 35mmリバーサル写真は、1カットずつマウントを付け、マウントファイルに撮影順に収納し保管する。 各マウントに写真個々に番号、表題を付け、撮影位置・方向等の情報を記入する。 	◎	リバーサル写真収納アルバム
ブローニー判以上の大きさのリバーサル・カラーネガ・白黒ネガ写真の保管	<ul style="list-style-type: none"> ブローニー判以上の大きさのリバーサル・カラーネガ・白黒ネガ写真は、整理アルバム等に収納して保管する。 写真個々に番号、表題を付け、撮影位置・方向等の情報をアルバムに記入する。 	◎	大判写真の収納アルバム
デジタル写真の整理・保管	<ul style="list-style-type: none"> デジタルカメラにより撮影されたデジタル写真は、CDやDVD等に収録して保管する。 CDやDVDごとにベタ焼きを添付し、写真個々に番号、表題を付け、撮影位置・方向等の情報を記入した一覧表を添付する。 	◎	CD、DVD、一覧表
保存のためのデジタルデータ化	<ul style="list-style-type: none"> フィルムによる写真は、劣化によって記録情報を破損するおそれがあるため、デジタル写真に変換する。 デジタルデータもまた技術変革があるため、定期的に保存型式を変更する。 	○	CD、DVDに変換保存

	・CD等に記録した場合、傷ついたり湾曲しないように適切に保管する。		
3 測量デジタルデータ類の基礎整理と保管			
種類	・トータルステーションによるデジタルデータと、空撮等の写実測やレーザー実測によって得たデジタルデータがある。	○	デジタルデータ
図化と補正	・データ類を一旦図化し、平面位置、垂直位置等に矛盾がないかを確認する。 ・0セットミスや、機械高・ミラー高等の入力ミス等の有無を確認し、発掘作業時のメモや日誌等を参考にして補正作業を行う。	○ ○	平面図 1/10～1/20 垂直分布図 1/10～1/20
座標の換算	・測量基準点の世界測地系データや標高数値を入力し、座標変換を行う。		
手実測図面等との統合	・遺構図やグリッド図に遺物分布図を重ね、トータルステーションで取り上げた遺物の出土遺構やグリッドを確認し、一括取り上げの遺物群との整合を図る。 ・変換や統合の経緯を整理作業日誌等に記録する。	○	統合の経緯
4 理化学的分析データの整理			
サンプル採取位置の確認	・サンプル採取位置については、各種平面図、土層断面図、写真等により位置を再確認する。 ・出土状況を確認し、帰属遺構、帰属時期等を確定する。	○	サンプル採取位置・写真
サンプル採取方法の確認	・採取用具、採取手順、採取後の保管方法等について確認・整理する。 ・採取用具や手順等が確認できるように、サンプル採取状況写真を用意する。		
理化学分析成果品の保管	・委託したデータと返還された分析データや所見についての報告書やFD、CD等の成果品を検査し、それぞれが揃っているか確認の上、紛失ないように保管する。	◎	理化学分析報告書(紙の報告とデジタルの報告)
分析サンプルの保管	・分析したサンプルの一部が、分析機関から返還された場合や、あらかじめ一部を残してある場合については、その資料的な価値が失われないように、汚染されないように保管する。		
5 調査日誌・メモ類の整理			
種類	・①調査日誌 ②遺構カード ③フィールドノート ④調査メモ	○	調査日誌・遺構カード

補完・補充	<ul style="list-style-type: none"> 記録図面類の不整合部分を調査日誌・メモ類で補完をする。 記載事項を確認し、欠けている部分は記憶が鮮明な間に補充する。 発掘調査時の基本的な記録であるから、記録図面類とともに保管する。 		
-------	---	--	--

2 遺構の整理

1 遺構の整理			
遺構の検討	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡内における遺構の年代や性格について検討する。 発掘調査時に作成した図の合成や補助図の作成について検討する。 遺構と遺物の関係を明らかにし、報告すべき遺構と遺物を選別する。 発掘調査時の遺構名を整理、報告時に変更する場合は、台帳を作成してその経緯を明らかにする。 	○	遺構台帳
下図の作成	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査時に作成した平面図、セクション図、エレベーション図、遺物出土状況図等の各種図面の整合性を図り、報告書に掲載する図版の下図を作成する。 遺物出土状況図や出土状況写真の検討から、遺構の時期と性格を明らかにし、遺跡内における同時期の遺構との関連についても検討する。 	◎	遺構図面の下図
写真の選別	<ul style="list-style-type: none"> 遺構整理結果および遺物整理結果から、報告書に掲載すべき写真を選別する。 報告書全体の中で写真図版のページ数を勘案して、さらに掲載写真を絞り込む。 		

3 遺物の整理

1 洗浄作業			
洗浄方法の選択	<ul style="list-style-type: none"> 出土品の素材や出土状況等を勘案して洗浄の方法を選択する。 		
照合性の保持	<ul style="list-style-type: none"> 個別出土遺物に付せられた情報を洗浄によってと失われないよう注意する。 		

人為遺物の水による洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 土製品・石製品等の人為遺物については、水道水を洗浄槽に確保し、遺物を水につけ、ブラシにより慎重に洗浄する。 		
付着物・塗料・墨書等への注意	<ul style="list-style-type: none"> 表面の顔料や漆、墨書、炭化物等の付着物などを消失しないように細心の注意を払う。 洗浄前には写真撮影を行う。 	○	写真
脆弱遺物の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ブラシやヘラ等を用いて、出土品が破損しないように注意深く、可能なかぎり表面の泥を排除し、すみやかに樹脂含浸等の補強処理を行う。 洗浄前には写真撮影を行う。 	○	写真
金属素材の出土品の洗浄・クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 鉄素材の出土品は通常、全体がさびで覆われ脆弱な状態である。まず、必要に応じてX線撮影するなど、事前に形状をよく把握する。十分に強制乾燥させた後、グラインダー、ニッパー、カッターといった工具で可能なかぎり泥やさびを除去する。 金属製品には必要に応じて脱塩処理を行う。金銅製品などの緑青の除去では、薬品を使用する場合は細心の注意を払う。 洗浄前写真の撮影 	○	写真
骨・角素材の出土品の洗浄・クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 骨角製品は、遺物の保存状態を確認し、脆弱遺物についてはまず乾燥させて、樹脂含浸などの補強を行いながらクリーニング作業を行う。 保存状態のよいものは、表面の状況を観察しながら注意深く水洗する。 洗浄前写真の撮影 	○	洗淨した遺物 ○ 写真
木製品の洗浄・クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 水浸けした状態で、表面の泥を注意深く除去する。 木簡等、文字が書かれた遺物や、漆や顔料の塗布されたもの、桜皮など別の素材により綴じられた痕跡のあるもの、表面の微細な加工痕のあるものなど、消失しやすいものについては特に注意を払う。 洗浄前写真の撮影 	○	写真

その他の脆弱遺物の洗浄・クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・漆紙文書、炭化物、紙、皮革、布等の素材からなる出土品は、保存処理を並行させながら洗浄する。 ・脆弱遺物は洗浄前に写真撮影しておく。 	○	写真
2 乾燥作業			
自然乾燥	<ul style="list-style-type: none"> ・風の影響を受けないような屋外や室内などで行い、出土品を自然乾燥させる。 		
強制乾燥	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄器など、保存処理上、水分を十分に除去する必要があるものは、乾燥機等で強制乾燥させる。 		
3 注記			
注記方法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・水性ポスターカラーを採用し適度な大きさに出土品に直に記入した後、ニスやラッカー等でその上を覆う。 ・状況に応じて注記用機器を導入する。 		
注記内容の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡名・調査地点名・調査年度・出土グリッド・出土遺構・出土層位・取り上げ番号・(取り上げ年月日)を必要に応じて記入する。 ・遺跡名は、そのまま漢字またはカタカナで記入する。同一遺跡名がある場合は、市町村名・大字名など付して区別できるようにする。 例) 百々1・1住1 (遺跡名・調査地点・出土遺構・取り上げ番号) モバシA-1G1 (遺跡名・出土グリッド・取り上げ番号) 		
注記の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・土器などは、底面に、破片は原則として内面の際から少し余裕をもった場所に記入する。 ・石鏃などの小形遺物は、直接注記をせずに、紙に注記し、ポリ袋にその紙と一緒に収納する。 ・石器は、素材の主要剥離面か自然面に記入し、実測時の観察に不都合にならないようにする。 		
文字の大きさ、消失の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・注記の場所や文字の大きさ、注記内容などは遺物ごとに検討し、簡潔に表現する方法をさぐる。(土器などには1文字が3～5mm程度とする。小さすぎる注記は、消失する可能性が大きい。) 		

	・注記は、経年変化によって劣化することがあるので、年月が経過したものについては、確認を行う。		
4 接合			
系統分類と個体分類	・徹底的に分類作業を行い、時代、時期、器形、文様などの系統別の分類で遺物を絞り込み、さらに色調、素材などにより個体レベルまで区分する。		
部位分類	・個体分類した後、復元状態を想定して、そのものの部位による形態差を見極め、部位別にさらに分類する。 ・部位ごとの接続状況を考えながら接合作業にそなえて遺物を配列する。		
遺物群内接合と遺物群間接合	・多量の遺物を対象とする場合は、遺構ごと、グリッドごと、遺物集中部ごとなど空間分布上の有意な単位で対象範囲を限定して、まずその遺物群内で接合作業を行い、ついで遺物群間で接合作業を拡大する。		
突合せ作業	・同分類のもの同士については、すべての構成資料相互について突合せ作業を行う。 ・整理作業全体の工程と期間を考慮して、一定の接合作業時間を設定する。		
接合台帳	・接合した遺物については、注記番号等を確認し台帳を作る。 ・接合しないが確実に同じ個体であるものについても、考古資料としては重要な情報であり、その旨台帳に記載する。	◎	接合台帳
5 注記の保持と再注記			
再注記	・接合作業の際に注記が消失しないように取り扱いに注意し、消失しそうな場合は再注記を行う。		
接着剤の劣化と再接合	・接着剤は経年変化で劣化するため定期的に点検し、劣化した場合は再接合を行う。		
6 出土遺物総量の把握			
総量把握	・種類別、分類別などの区割りで出土品の総数（量）を把握し記録する。	◎	遺物出土量の一覧表

遺物台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・遺物の長さ、幅、厚さ、重さなどの基礎属性や、型式、形態、材質、製作技法などの特徴を台帳に記載し、属性データの整理を行う。 ・データ取りは、あらかじめデータの対象や数、データ項目など十分に検討して、効率的に行う。 	◎	遺物台帳
遺物の器種分類と編年的把握	<ul style="list-style-type: none"> ・出土遺物の属性を検討し、製作技術や器形などから器種分類し、研究状況を踏まえて時間的な前後関係を出土状態や文様などから検討し編年的な把握を行う。 		
遺物分布図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・出土位置や遺構との位置関係を遺物分布図や接合関係図などを作成する。 ・グリッド単位で取り上げた遺物についても、グリッドごとの分類別出土量などの分布図を作成する。 	◎	遺物分布図・接合関係図
7 実測遺物の選別（旧石器時代）			
遺構ごとの選別実測	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代の遺跡では、遺構やブロックの遺物を選別実測する。 ・遺構に伴うものは石器、剥片に関わらず実測する。 	◎	実測図
種別ごとに実測	<ul style="list-style-type: none"> ・石器は個体差があるため、剥片・碎片類以外は欠損品も含め、原則として全点実測する。 ・使用痕のある剥片や微細剥離のある剥片については、特徴的なものを選別して実測する。 ・1cm角以上の剥片については、剥片剥離工程の特徴を示す資料など、特徴的なものを選んで実測する。 ・1cm角以内の大きさの碎片は、通常実測しないが、石器の部分や石器の製作工程を示す特徴的な資料については実測する。 ・接合資料については、接合状態と各構成剥片・石器をそれぞれ全点実測し、接合状態での工程ごとの実測図も必要に応じて作図する。 ・母岩別資料についても、剥片剥離の作業内容を示す特徴的な資料を実測する。 		
8 実測遺物の選別（縄文時代）			
遺構ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・堅穴住居跡内、土坑、配石遺構、集石遺構等、柱穴内、壁溝内、包含層、土器捨て場、遺構 		

と実測	<p>外など、遺構別に選別して、実測（拓本を含む）する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居跡内の出土状況、特に垂直分布に関する検討を十分行い、一括性の高い遺物群を選別し、実測する。 ・床面直上や炉、柱穴、壁溝内からの遺物、また埋甕、埋甕炉など遺構としての性格をもつものについては特に重要であり、土器・石器等に限らず必ず実測か拓本かを選択する。 		
土器の時期ごとの実測	<ul style="list-style-type: none"> ・草創期から前期の前半までは、資料が少ないので同類の資料でもなるべく複数資料を実測か拓本で図化する。 ・小さな土器片でも他地域の異系統土器などは、資料的価値が高いため、これらを注意深く選別し、実測か拓本で図化する。 ・後・晩期では、再び破片資料が多くなるが、異系統土器が多く、器形もバラエティーに富むことから、破片資料も積極的に実測か拓本で図化する。 ・器形、部位、文様、製作技法、胎土などの分類を通して復元したもののうち、実測可能なもの、拓本などで表示するものなどを選別する。 		
土製品の実測	<ul style="list-style-type: none"> ・土製品については、土偶、ミニチュア土器、装身具、三角とう土製品、杓子状土製品、焼成粘土塊など全点を実測する。 ・土製円盤や土器片錘などのように、土器片を再利用した資料についても注意深く選別し、実測する。 		
石製品の選別と実測	<ul style="list-style-type: none"> ・平面・垂直分布の検討で、遺構に帰属する遺物群を抽出し、器種や形態の分類を行ってから実測する。 ・遺構に直接帰属しない資料については、形態、製作手法、石材、使用痕の様相等から分類し、特徴的なものを選別して実測する。 ・剥片・碎片については、通常実測しないが、接合資料など剥離工程を示す特徴的な資料については実測する。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・身具等の特殊遺物については、出土も希少なため全点実測する。 		
自然遺体の実測	<ul style="list-style-type: none"> ・人骨、動物骨、角等は病理痕跡や解体痕跡等に注意して実測する。 ・種子類などの小型品については、縮尺を考慮して実測する。 ・微細種子等は実測か写真か選択する。 ・自然遺体の実測は縄文時代以降も同様の扱いとする。 		
9 実測遺物の選別 (弥生時代)			
遺構ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構出土の遺物については、平面分布や垂直分布を十分検討したうえ、形態等の特徴がわかる資料について選別し実測する。 ・火災住居跡では出土遺物が比較的多く、床面直上遺物については全点実測する。 		
土器の時期ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・前期では完形の出土例が極めて少なく、破片でも積極的に実測する。 ・中期から後期では、住居跡からの出土量が多いが、異系統土器がみられることもあり、破片個体にも十分注意して選別し、実測する。 		
種別ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・土製品・金属製品・ガラス製品・石製品等は、原則として全点実測する。 ・石器・石製品等については、製作工程を示すものなど特徴的な資料を選別して実測する。 		
10 実測遺物の選別 (古墳時代)			
遺構ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構出土の遺物については、平面分布や垂直分布を十分検討した上、形態等の特徴がわかる資料について選別し実測する。 ・カマド出土の遺物については、カマドの用材として使用されたものと、カマドにかけられたもの、その周辺などに置かれたものを区別して実測する。 ・床面や壁周辺から出土したものは、置かれた場合や、壁上から転落したものの可能性もあるので完形品・破損品などは必ず実測する。 		
種別ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・土器・須恵器・土製品・金属製品は特徴的なものについては実測する。 ・地域間交流が盛んな時期もあるので、異系統土器には十分注意を払って実測する。 		

11 実測遺物の選別 (奈良・平安時代)			
遺構ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構出土遺物は、住居の廃絶期の祭祀に関わる可能性も考えられるため、平面分布や垂直分布を十分検討した上、形態等の特徴がわかる資料について選別し実測する。 ・カマド出土の遺物については、カマドの用材として使用されたものと、カマドにかけられたもの、その周辺などに置かれたものを区別して、形態等の特徴がわかる資料について選別し実測する。 ・床面や壁周辺から出土したものは、置かれた場合や、壁上から転落したものの可能性もあるので完形品・破損品などは必ず実測する。 		
種別ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・須恵器・灰釉陶器で器形の分かるものは実測し、彩釉陶器（緑釉や三彩など）は、小片でも器形の明らかなものや文様があるものは実測する。 ・金属製品は、明瞭な形態のものは実測する。砥石や叩き石、編み物石等は実測する。 		
12 実測遺物の選別 (中世以降)			
遺構ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・掘立柱建物跡や石垣に囲まれた平坦面に伴うものなど有意な遺物群を抽出し、形態等の特徴がわかる資料について選別し実測する。 		
種別ごとの選別	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に伴わないものでも、調査範囲外に遺構がある場合もあるので、形態等の特徴がわかる土器・陶磁器・土製品・金属製品・ガラス製品等について選別し実測する。 ・特に貿易陶磁器は、全点実測する。 		
13 実測図			
実測図に記入すべき必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図には、遺跡名、出土地点、遺構名、遺物整理番号、注記、遺物、観察項目、実測年月日、実測者名を記入する。 		
縮尺と表記方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図の縮尺は1／1を原則とするが、出土遺物の大きさによって縮尺を工夫する。 ・出土遺物の文様、形態、製作技術などが判断できる表現方法や実測面数を採用する。 	◎	実測図 1 / 1
土器(土師器・須	<ul style="list-style-type: none"> ・正面1面と断面1面を実測する。 		

<p>恵器・陶磁器を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文様が複雑で、一面では特徴を表現できない場合は、展開実測図を作成する。 ・土器片に関しては拓本を取り、断面図を添える。 ・把手や突起など、特徴的な破片については表裏面、左右側面、上下面の3～6面を実測する。 ・弥生時代の土器や土師器・須恵器について、ハケメ、ヘラケズリ、カキメ、タタキメ、ヘラナゲ、指頭圧痕、輪積み痕などの調整や成形の手法を示す痕跡を実測する。 ・墨書や刻書あるいは絵画等のある土器については、別途、その部分を実測して実測図中に表記する。 ・炭化物付着やオコゲの範囲も実測図に書き込む。 	<p>○ ◎</p>	<p>展開実測図 拓本 1/1</p>
<p>土製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図の縮尺は1/1を原則とする。 ・土偶については、原則として表裏面、左右側面、上下面の6面を実測し、破断面についても粘土塊の接合面か、単なる割れ面かを区別して表記する。 ・その他の土製品については、その形状がわかるように、正面と断面を実測し、必要に応じて側面図等をつける。 	<p>◎</p>	<p>実測図 1/1</p>
<p>石器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図の縮尺は1/1を原則とする。 ・剥片石器など剥離面で構成される石器については、剥離面と自然面の区別ができるように表現する。 ・剥離面については、剥離に関する情報である、打点、コーン、リング、フィッシャーなどを表現し、打撃の方向や順序、打撃の強さや性質、石材の違いなどが分かるように表現する。 ・磨製石器については、剥離面、敲打面、研磨面、自然面を区別して表現する。 ・礫石器については、スリ面、敲打面、クボミ、打撃による剥離、自然面などの区別ができるように表現し、その範囲を明示する。 ・使用痕や付着物、焼け等の表面変化が認められる場合は、その種類や範囲を明示する。 ・表裏面、左右上下側面の6面と、調整加工面、折れ面、素材打面が適宜追加する。また、横 	<p>◎</p>	<p>実測図 1/1</p>

	断面を最低1ヶ所以上実測する。		
金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図の縮尺は1／1を原則とする。 ・形状がわかるように、正面と断面を実測し、必要に応じて側面図等をつける。 ・断面形に変化がある場合は、複数の断面を実測する。錆等が付着していることが多いので、可能な限りX線撮影などを参考に実測する。 	◎	実測図 1/1
拓本の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・土器の文様などは、拓本によって表現すると効果的である。 ・凹凸が著しい場合は、実測と併用する。 	◎	拓本 1/1
写真やコンピュータを活用した実測法	<ul style="list-style-type: none"> ・実測作業の効率化を図るため写真实測など積極的に利用する。 ・写真实測の場合は必ず、成果品を点検し、必要な場合は補正する。 	◎	写真实測図 1/1
14 復元			
復元資料の選別	<ul style="list-style-type: none"> ・破片資料の段階から、復元可能か選別する。 		
復元部位の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・現存部品で全体が分かるものは復元するが、部分しか明らかでないものは、部分に留める。 ・全体の形態が分かるように復元する時に、内面の観察などができなくなる場合は、必要箇所の補填にとどめる場合もある。 		
復元用補填材の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・主に石膏を用いるが、必要に応じて適切な素材に変えることとする。 		
復元作業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実物部分を傷めたり破損したりしないように、また、注記の損失が起こらないように細心の注意を払う。 ・必要に応じて、文様等をいれ、ポスターカラーで補填部分の着色を行う。 ・過度の文様彫刻は避け、着色は写真撮影でハレーションを起こさない程度にする。 		
15 写真撮影			

撮影遺物の選別	<ul style="list-style-type: none"> ・実測図を示したものは極力撮影する。 ・報告書に取り上げる必要性がありながら実測ができない出土遺物なども撮影する。 	◎	遺物写真
撮影方法の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・光沢があるものは照明を反射光や間接光にしたり、光沢がなく凹凸のあるものは直接光にしたり、材質や大きさによって撮影方法を変える。 ・集合写真の場合は、大きさ・材質をそろえる。原則として、1遺構1カットとするが、遺物の種類により、展開写真や、2カット以上の撮影を行う。 		
写真媒体の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルムは、白黒が基本であるが、遺物によっては、カラーポジを使用する。 ・デジタルカメラを使用する場合は、一眼レフカメラを基本とし500万画素以上の撮影とする。 		
16 遺物の観察表・計測			
観察・計測	<ul style="list-style-type: none"> ・遺物の観察結果や基本情報を一覧表にまとめる。 	◎	観察・計測一覧表
17 保存処理			
処理方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・出土遺物の保存状況を検討し、樹脂などで補強し、変形や腐食が進まないように処理する。 ・出土遺物の材質によっては、処理後も腐食が進む場合があるので、保管方法に留意する。 ・保存処理を委託する場合には、事前に遺物の選定とともに処理方法をよく検討する。 	◎ ◎ ◎	保存処理を行った遺物 保存処理前の遺物実測図 保存処理前の遺物写真
脆弱遺物の保存処理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂含浸などによって材質を強化し、箱等に収納して保管する。 		
鉄製品の保存処理	<ul style="list-style-type: none"> ・脱塩処理後、樹脂を減圧含浸し、バキュームシーラーでポリ袋に封入して、温湿度管理ができる保管室や箱などに収納する。 		
銅製品の保存処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゾトリアゾールに浸し、ブロンズ病防止措置を行った後に、樹脂含浸して保管する。 		
木製品の保存処理	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遺物についてはPEG（ポリエチレングリコール）を含浸し、保存を図る。 ・木簡など小型遺物については凍結乾燥法を採用する。 		

その他脆弱材質の保存処理	・竹製品、漆製品、繊維・布など、特殊な遺物については専門の研究機関などに相談し、処理方法を決定する。		
一時保存	・保存処理委託ができない場合は、バキュームシーラーでポリ袋に封入し、定期的観察を行う。		
点検	・保存処置を委託したものは、必ず完成検査を実施し、収納方法等も検討しておく。	◎	保存処置の完成品
18 調査成果の総合的検討			
遺跡の年代の検討	・出土品や遺構および相互の関連性から、遺跡の年代・時期について検討し認識する。		
遺跡の性格の検討	・出土品や遺構および相互の関連性から、遺跡の性格・機能・役割について検討し認識する。		
遺跡の形成過程の検討	・出土品や遺構および相互の関連性から、遺跡の構成要素である遺構などの形成過程、遺跡の構造の変遷過程について検討し認識する。		
文献等関連調査の実施	・発掘した遺跡の理解のために、出土遺構や遺物の検討結果からは得られない資料や文献がある場合は、その所在を確認し、内容を把握して報告書の記載に活かす。		
19 保管・活用に備えた作業			
収納する記録類・出土遺物の分別記録類・出土遺物の台帳作成	・報告書に掲載した記録類、出土遺物などは特に公開・活用の機会が多いので、それ以外のものと分別し、報告書ページ毎、報告書掲載番号毎に検索できるよう保管して、公開・活用の便をはかる。 ・台帳を作成し、公開・活用に供するため選別した記録類や出土遺物と、それ以外のものそれぞれの保管場所や保管位置が検索できるようにする。	◎	公開台帳の作成
記録類・出土遺物の収納方法	・公開・活用の便を考えて、すぐに取り出せるように収納棚や箱の見やすい場所に検索シールを貼付するなど、取り出しや収納がしやすい方法を工夫する。		
保管場所および公開施設の確保	・記録類や出土遺物が劣化・破損しないように、湿気や日光、温度など保管に適した場所を確保する。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・公開についても記録類や出土遺物が閲覧・観察できる設備や空間を確保する。 		
取り扱い基準に従った保管・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・『山梨県出土品取扱要項』に従って、報告書掲載出土品、報告書に掲載はないが活用が図られる出土品、活用が困難な出土品に分別して収納する。 ・収納後は、「収蔵庫管理システム」に搭載して管理する。 		
火災・災害に対する備え	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所が火災にあわないように火気の管理を徹底する。地震・水害対策を万全に行う。 		
普及事業に備えた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなどの普及事業に備えて、遺跡を特徴づけるフィルム写真はデジタル化を行う。 	◎	デジタルデータはCD、DVD等の媒体に保管

第6章 報告書

1 報告書の構成		取扱	成果品
報告書の構成	前文 表題、序文、例言、凡例、目次、挿図目次、図版目次 本文 第1章 経過 第1節 調査に至る経過 第2節 調査の目的と課題 第3節 発掘作業の経過 第4節 整理等作業の経過 第2章 遺跡の位置と環境 第1節 地理的環境 第2節 歴史的環境 第3章 調査の方法と成果 第1節 調査の方法 第2節 層序 第3節 遺構 第4節 遺物 第4章 自然科学的分析 第5章 総括 写真図版 報告書抄録 奥付		

追加・削除	<p>付 図</p> <p>上記の構成は標準的なものであり、個別の発掘調査の内容によっては、章・節の省略や統合、あるいは追加も可とする。</p>		
2 報告書の記載			
前文の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・検索のための利便性を考慮し、原則として主題に遺跡名、副題に事業名を入れる。 ・表紙・奥付・背表紙等には主題・副題の他に発行年月、事業者名と発行機関名を入れる。 		
例 言	<ul style="list-style-type: none"> ・当該発掘調査についての基本事項を記述する。 1. 遺跡名（遺跡が複数の場合は併記） 2. 調査原因となった事業名と経費負担者 3. 遺跡の所在地（都道府県名を必ず記載する） 4. 調査主体・調査体制 5. 発掘担当者、整理担当者 6. 報告書の編集者、執筆者及び執筆箇所、写真撮影者（遺構、遺物） 7. 調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間） 8. 整理作業の場所 9. 記録類や出土品の保管場所等 10. 発掘調査に係る調整機関（教育委員会）・調整担当者 11. 使用システム・委託先（測量・空撮・自然科学分析等の内容と委託先） 12. 発掘調査に係る指導・助言・協力者（機関）、発掘作業員、整理作業員等 		
凡 例	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書で示されている、方位や標高の表示方法、遺構・遺物実測図の縮尺、遺物計測位置の凡例等、報告書を利用する上で必要な事項を記述する。 1. 遺構の名称・番号・帰属時期の新旧対応表（遺構名等の変更がある場合） 		

	<ul style="list-style-type: none"> 2. 略号一覧（遺構の種類・時代等に略号を使用している場合） 3. 遺構実測図の縮尺 4. 遺物注記の略号 5. 遺物実測図の選択基準、遺物実測図の縮尺、遺物の計測方法 6. 挿図の基本的事項（方位や標高の表示方法） 7. 記号や表示パターンの指示内容 8. 写真の基本的事項 9. 俯瞰写真の縮尺概略 <p>その他、報告書を利用する上で必要な事項を記述する。</p>		
目次	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書全体の構成が把握しやすいように、章と節の構成を明示する。 ・挿図目次や図版目次には、個別遺構名と遺構内容を示し、検索が容易に行えるようにする。 		
本文 経過（第1章） 調査に至る経過（第1節）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の原因、取扱い協議、法的手続き、試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議、遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容について記述する。 ・開発が確実に限定的であるために、発掘深度等を限った場合は、その内容を具体的に記述する。 ・調査区内において上層のみが調査対象となり、下層が現状保存された場合にはその内容を記述し、範囲や深度を明記する。 ・周知の遺跡範囲、調査範囲、調査年度などを明記する。 ・複数の年度に及んで発掘を行った場合、またひとつの遺跡を複数の事業で分割して発掘を行った場合は、予算執行との対応を明確にできるように留意する。 ・報告書を現地に持参すれば、調査範囲が確実に特定できる情報を図面に提示する。 ・周辺部の地境を掲載し、将来的な道路の拡幅など、一部の境界が変更されても復元可能なように留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ◎ 	<p>発掘調査範囲 1/500・1/1000等の詳細な工事設計図へ発掘調査範囲を記入したもの。</p> <p>過去の発掘調査範囲図と発掘調査地区設定図は同の図面で示してもよい。1/500・1/1000</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存措置を執った場合はその内容を具体的に示す図面を掲載する。 ・詳細な工事設計図へ発掘調査範囲を記入し、開発側が理解しやすいものとする。 ・古墳の墳丘や城館跡の土塁や堀等、遺跡の状況に応じて掘削前地形図を掲載する。 ・大規模な区画整理等では地域全体の地割が失われるような場合は、座標データで対応する。 ・周辺景観を含めた調査着手前の写真2～4方向、また調査地を特定できるよう、開発終了後の調査地の写真等も掲載する。 ・文化財保護法に基づく届出・通知等の法的手続については、日付・文書名・発信者・受信者等を一覧表などにより記載する。 	◎ ◎	掘削前地形図 1/500 調査前写真 2～4 葉
調査の目的と課題（第2節）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の経過をふまえて、その地域の歴史を明らかにするような目的・課題を明記する。 ・調査の進展によって生じた発見により、目的・課題を追加・変更した場合は、これを記述する。 		
発掘作業の経過（第3節）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画、調査体制等（主体者、担当者、作業委託の状況等）作業経過を記述する。 ・過去の調査報告書、現地説明会や研究発表、発掘調査概報、年報等の既発表資料についても記述する。 ・既に調査された箇所との位置関係についても記述する。 ・当初計画と実施状況に大きな差がある場合にはその原因を説明する。 		
整理等作業の経過（第4節）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画、整理体制（主体者、担当者、作業委託の状況等）、作業の経過等を記述する。 ・遺物の保存処理を実施した場合、その手法、点数、期間等の概要を記述する。 ・当初計画と実施状況に大きな差がある場合にはその原因を説明する。 		
遺跡の位置と環境（第2章） 地理的環境（第1節）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置、地形や自然環境等を記述する。 ・地形に関しては、調査終了後に大きく改変される場合があるので、特に詳細に記述し、遺跡位置図、遺跡周辺地形図等を掲載する。 ・遺跡の位置を都道府県単位で示した遺跡位置図を掲載する。 	◎ ◎ ○	遺跡位置図 1/25,000 の地形図、1/10,000 の地形図、都市計画図、また必要に応じて地形分類図 都道府県単位の遺跡位置図

	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真、旧地形のわかる航空写真等を掲載する。 		遺跡遠景写真および空中写真
歴史的環境（第2節）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的変遷を記述する。 ・発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。 ・地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等を掲載する。 ・歴史的環境のわかる写真等、その遺跡の特徴を示す景観や関連する周辺の遺跡を示す写真を掲載する。 ・古絵図・古地図・古写真等も必要に応じて掲載する。 <p>※差別語・差別的な表現が含まれていないか慎重に検討し、差別語・差別的な表現を掲載しないように十分に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ◎ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> 古絵図、古地図、古写真 周辺遺跡分布図 景観写真
調査の方法と成果（第3章） 調査の方法（第1節）	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘・確認調査の成果や過去に実施された発掘調査等の成果を示し、当該調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。 ・目的や課題、問題意識に基づいた発掘作業、整理等作業の方針、実際に行った具体的な調査方法等についても記述する。 ・発掘作業や整理等作業の基本方針や特に留意した事項についても記述する。 ・基準点とその設置方法、グリットとその設定方法を記述する。 ・過去の発掘調査成果に関する遺構・遺物実測図、発掘調査地区設定図を必要に応じて掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ◎ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> 試掘・範囲確認図 1/200～1,000 グリット図 1/200～1,000 過去の遺構・遺物実測図 発掘調査区設定図
層序（第2節）	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘作業において遺構・遺物を確認した層位を記述する。 ・各層位については、土層名・土色・土質、遺物包含状況、さらにその層の成因や時期、性格等について記述する。 ・発掘調査範囲が、段丘・傾斜地・谷底平野等の複数の地形区分にまたがる場合は、各地形区分に応じて標準土層断面図を作成する。 ・年代を示す鍵層がある場合は特記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 	<ul style="list-style-type: none"> 標準土層断面図

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて土層断面実測図あるいは土層断面模式図等を掲載する。 ・遺構面と包含層の関係や、火山灰のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な層、年代を示す鍵となる層については重点的に記述する。 ・河川影響下にある遺跡では、洪水堆積層であることが明確に区別できるラミナ（葉理）の存在の有無の観察結果を記入する。 ・砂や礫の大きさや区分を明記する。 例：巨礫・大礫・中礫・小礫・粗砂・中砂・細砂・極細砂・シルト・粘土火山灰は始良丹沢パミス（AT）、御岳山（Pm-1 降下軽石層）等 ・遺構面を強調し、あるいは鍵となる重要な層については網掛けで図示する等、層序の特徴がよくわかるよう工夫する。 ・層序の特徴を最もよく表した断面写真等を掲載する。 	○	断面写真
遺構（第3節）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として時代ごとに項目立てをする。 ・遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要、遺構種別ごとの概要を示した後、個別の遺構内容を記述する。 ・個別説明では分類基準を示し、各遺構全体の傾向や特徴について言及する。 ・遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく、遺構の検出経過や調査中に試行錯誤したこと等についても言及する。 ・遺構名称は、遺構種別と番号で示す。 ・小規模な溝や性格不明の土坑・ピット等、全体の傾向などを記述し、必要な情報を遺構一覧表にまとめる等、遺構の性格や内容に応じて記述を工夫する。 ・遺跡を理解する上で必要な遺物については出土層位とその特徴を記述し、それを踏まえて遺構の性格や年代について言及する。 		

遺構全体図	<ul style="list-style-type: none"> ・検出した遺構すべてを掲載した遺構全体図は、おおむね 1/200～1/500 程度の縮尺とする。調査面積が広大で 1 葉の図面に収まらないものは収納方法を工夫する。 ・遺構個別図を作成しない遺構については、遺構全体図によって遺構が特定できるようにする。 ※付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので、できる限り避ける。やむをえない場合は、図面ごとに必ず遺跡名・報告書名・シリーズ名を付ける。かつ本体に糊付けした袋に収納し、その袋にも必要事項を記す等配慮する。 	◎	遺構全体図 1/200～1/500
遺構配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて主要な遺構について、検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した遺構配置図を掲載する。 ・重複遺跡の場合は時期別に作成する。 	◎	遺構配置図 1/200、1/400、1/500
遺構個別図	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の平面実測図と断面実測図で構成された遺構個別図を掲載する。 	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	竪穴住居跡 1/60 カマド 1/20、1/30 炉跡 1/20、1/30 掘立柱建物および礎石建物跡 1/60、1/100 土坑（墓穴・柱穴）1/30、1/40、1/60 溝（大・中・小）1/40、1/60、1/80 井戸 1/40 便所 1/40 水田跡 1/100、1/200 足跡全体図 1/100、1/200 足跡個別図 1/20
遺物出土状況図	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構から出土した遺物の状況を示した遺物出土状況図を掲載する。 ・埋納過程が理解しやすいように工夫して図化する。 	◎	平面実測図・断面実測図 1/15、1/20

ドットマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・遺物が出土した平面的位置、垂直的位置をドットによって示した図を必要に応じて掲載する。 ・ドットとして取り上げる遺物の基準を明記する。 例) 500円硬貨以上の大きさの土器片、口縁部・底部片等。 	○	ドットマップ 1/200、1/500
遺物(第4節)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺物全体の種類や時期、おおよその出土量(コンテナ数《縦・横・高さ》等)等の概要を記述したのち、個別説明を行う。 ・個別説明では分類基準を示し、全体の傾向や特徴等について言及する。 ・実測図・観察表・写真を掲載したものについての選択基準を記述する。 		
実測図	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等、遺構や遺物のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。 ・遺構の時期を決定する遺物、遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し、それぞれ必要な量を掲載する。 ・各遺物の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが、特殊なものは大きさや特徴に即して決める。 	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	縄文土器(完形品など) 1/4、1/6 縄文土器(破片) 1/3 弥生土器・土師器(甕類) 1/3、1/4 土師器・須恵器(坏類) 1/3 石器 1/1、2/3、1/2、1/4、1/6 石器小型品 1/2 石器大型品 1/6 大型農具・工具 1/3、1/4、1/6 小型農具・工具 1/2
拓本	<ul style="list-style-type: none"> ・縄文土器片、古銭など有効性が認められるものについて掲載する。 	◎ ◎ ◎	縄文土器片、文様ある弥生土器片等 1/3 土師器 糸切底、木葉痕 実測図と同じ 銭貨 1/1、2/3
写真	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構出土一括遺物は集合写真を必要に応じて撮影する。 ・個別写真は原則として縮尺を統一する。 ・個別写真は遺物の質感、胎土、色調、遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。 ・平瓦のような同種同形のものが多い場合は代表的なものを選択する。 	◎	遺物写真の縮尺を統一する。

観察表	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書に掲載した遺物はすべて遺物観察表を作成する。 ・出土遺構、出土地点、ドット番号、グリッドなど必要な出土地を記述する。 ・調整具、調整技法についても表記する。 ・土器の胎土、石器の石材、木器の樹種も記載する。 ・項目数が膨大な場合には、全体を互換性の高いデジタル・データとしてCDディスク等に収録してもよい。 	◎	遺物観察表
形式分類図	<ul style="list-style-type: none"> ・土器・石器等の形態に基づいた分類図を必要に応じて示す。 	○	形式分類図
自然科学的分析（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・分析の種類には、年代測定、自然環境の復元、土器・金属器等の産地同定、石器・木器等の材質鑑定等があり、遺跡の性格に応じて実施した分析結果を掲載する。 ・単に自然科学的分析を掲載するだけでなく、分析をおこなった目的や意図、分析結果に対する発掘担当者の所見を整理し、その成果を分析結果に付記するか、まとめて反映するように記述する。 ・分析結果は必要に応じて要約抜粋し、報告書全体の量に対して、掲載する理化学分析結果の占める割合が過度にならないよう、分析者とあらかじめ調整する。 ・分析の基礎データなどを含めて分量が多い場合は、デジタル化（PDF形式など）してCDに収録して添付するなど工夫する。 		

<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が、学術的成果に基づき、考古学的手法を用いて記述する。遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。 ・総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数%から10%程度とする。なお、総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は、これに要する分量が増加することもある。 ・自然科学分析を行った場合は、その分析結果を遺跡全体からみて評価して記述する。 		
<p>報告書抄録など PDF版</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在普及している様式に、発掘調査成果の要約（約500字）の項目を加えるものとする。 ・報告書を印刷すると同時にデジタル化（PDF文書化）を行う。プリント版とプレス版を作成する。後年編集可能とするために、パスワードを設定しない。 	<p>○</p>	<p>PDFのCDまたはDVD</p>

3 報告書の配布と保管			
配布先	・県内外の教育委員会、図書館、大学機関、博物館など恒久的に保存ができる機関への配布を行う。		発行部数は、原則300部とする。
報告書の保管	・印刷部数のうち10部は永久保存とする。 ・PDFデータは安全な場所に保管し、定期的にデータの書き換えを行うなど電子データの保管維持に努めるとともに、公開に差し支えない範囲において、WEB上（発行機関のHP上での公開や「全国遺跡報告総覧」等）での公開・活用促進に努めるものとする。		

4 報告書抄録			
記述内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ふりがな 書名にふりがなを付す。読みはひらがなを原則とする。 ・書名 主たる書名を記入する。できるだけ遺跡名が入った部分を書名として拾うこと。特に書名がなくシリーズ名のみの場合は、本欄シリーズ名を記入する。 ・副書名 ない場合は空白とする。 ・巻次 副書名がシリーズ名の場合、その巻次を記入する。 ・シリーズ名 書名とともにシリーズ名がある場合は、記入する。 ・シリーズ番号 そのシリーズの巻次を記入する。 ・編著者名 主たる執筆者から順次記入する。 ・編集機関 編集機関を記入する。 ・所在地 		

	<p>編集機関の郵便番号、所在地、電話番号を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行機関 発行機関を記入する。編集機関と発行機関が同じ場合には、省略できる。 ・発行年月日 発行日を西暦で記入する。 ・所収遺跡名 掲載遺跡名を記入する。必ずふりがなを付ける。 ・所在地 遺跡所在地を都道府県名から記入する。 広範囲にわたる遺跡の場合、掲載調査区が属する主たる所在地名を記入する。 ・市町村コード 遺跡の所在する市町村を、総務省が定めた「全国地方公共団体コード」により都道府県コード＋市区町村コードの5桁で記入する。JISコードと同じ。 ・遺跡番号コード 市区町村別の遺跡コード（遺跡番号）を記入する。未決定の場合は、空欄とする。各市区町村内で同一コードが複数の遺跡に重複せぬよう留意する。 ・北緯・東経 遺跡のほぼ中心と思われる位置を度分秒の単位で記入する。緯度・経度の記載は世界測地系の座標値を用いる。 ・調査期間 西暦を使用し全部で8桁で記入する。調査期間は実際の発掘作業の期間とし、整理等作業の期間は含めない。調査が数次にわたる場合、分けて記入する。 ・調査面積 調査対象面積ではなく実際の発掘面積を平方メートル単位で記入する。 ・調査原因 発掘調査の原因を記入する（発掘届の調査の契機を参考とする）。 例) 道路・鉄道・空港・河川・港湾・ダム・学校建設・集合住宅・個人住宅・工場店舗・個人住宅兼工場又は店舗・その他建物・宅地造成・土地区画整理・公園造成ゴルフ場・観光開発・ガス・水道・電気等・農業基盤整備事業（農道等を含む）その他農業関係事業・土砂採取・その他工事 		
--	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所収遺跡 所収遺跡名欄に記載した遺跡名に準ずる。但しふりがなは付けない。 ・ 種別 掲載遺跡について、その種別を以下を参考にして記入する。 例) 散布地・集落・洞穴・貝塚・官衙・城館・交通・窯・田畑・製塩・製鉄 その他の生産遺跡・墓・古墳・横穴・祭祀・経塚・社寺・その他 ・ 主な時代 各遺跡の主たる時代を記入する。細別時期・世紀が判明する場合、併記も可とする。 例) 旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良時代・平安時代・中世・近世・世紀・草創期・前期・中期・後期・晩期、前葉・中葉・後葉・末葉・前半・後半 ・ 主な遺構 各遺跡で検出された主な遺構と遺構数を記入する。 ・ 主な遺物 各遺跡で出土した主な遺物について記入する。 ・ 特記事項 調査成果、遺構の性格など、特記すべき項目を記入する。 ・ 要約 遺跡の概観、発掘調査の成果、遺跡の意義等を原則として500字程度に要約する。 ・ 所収遺跡数が多い場合は複数頁を使用する。 ・ 各項目の記載に当たっては、次の点に留意する。 ローマ数字、括弧付数字、丸付数字などは全て算用数字に替えて記入する。 		
5 報告書の標準スタイル			
表紙の書式	下記の項目を印刷表示するものとする。 1. シリーズ名及び番号		

<p>背表紙の書式 奥付の書式</p>	<p>(例：山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第〇〇集)</p> <p>2. 報告書名及び副題 (副題では調査原因を表記する)</p> <p>(例：〇〇遺跡－〇〇〇〇事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－)</p> <p>3. 発行年月 (西暦を基本とする)</p> <p>(例：20××年××月)</p> <p>4. 発行者名及び事業主体名</p> <p>(例：〇〇市教育委員会 株式会社〇〇〇〇)</p> <p>表紙の内容を極力表示印刷する。</p> <p>以下の内容を表示印刷</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>シリーズ名：(例：山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第〇〇集)</p> <p>報告書名：(例：〇〇遺跡－〇〇〇〇に伴う発掘調査報告書－)</p> <p>印刷日：20××年××月××日</p> <p>発行日：20××年××月××日</p> <p>編集機関名：(例：山梨県埋蔵文化財センター)</p> <p>編集機関連絡先：(例：山梨県甲府市下曾根町923 電話 055-266-3016)</p> <p>発行機関名：(例：山梨県観光文化部)</p> <p style="text-align: center;">〇〇省〇〇事務所 (調査原因機関名)</p> <p>印刷会社名：(例：〇〇印刷株式会社)</p> </div>		
<p>報告書の標準 スタイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・版サイズ <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として A4 版 (ヨコ 17 cm × タテ 25 cm) ○ 400 ページ以上の場合には (ヨコ 16 cm × タテ 25 cm) ・ページ数 <ul style="list-style-type: none"> 500 ページ以上は強度が不足するので分冊として函に収納する。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・紙質 (以下を基本とするが、経費等により適宜選択) <ul style="list-style-type: none"> ○ 書籍・コート紙 (中性紙)。 ○ 写真図版 コート紙 菊判 Y目 76.5kg ○ 本文 書籍用紙 A判 Y目 46.5kg ・表紙 <ul style="list-style-type: none"> ○ レザックもしくはアート紙 ○ レザック 四六判 Y目 200kg、アート紙 四六判 Y目 200kg ・見返し ・本扉 <ul style="list-style-type: none"> ○ 紙質：口絵もしくは本文と同様のもの ・口絵 <ul style="list-style-type: none"> ○ 紙質：写真図版頁もしくは本文と同様のもの ・本文 <ul style="list-style-type: none"> ○ 紙質：書籍用紙 A判 Y目 46.5kg ・基本文字ポイント・フォント <ul style="list-style-type: none"> ○ 章:18~20pt / 明朝 ○ 節:12~14pt / 明朝 or ゴシック ○ 本文:10pt / 明朝 ※場合によってはゴシックも可。文字がつぶれないように大きさ注意 ○ 観察表:5~7pt / 明朝 or ゴシック ・PDF 版作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保存用 PDF データにはプロテクトをかけず、活用しやすいデータとする。 ○ ジョブ設定：永久保存用；プレス、研究用；プリント ・デジタル・データについて <ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけPDF形式やXML形式など互換性の高いデータとする。 ○ 機種依存文字は使用しない。 ・報告書に DVDもしくはCDを添付する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ ディスクを専用封筒に収納し報告書本体に糊付け貼付する。 		
--	---	--	--

附則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この基準は、令和2年4月1日から適用する。

別表1 山梨県市町村コード

市町村コード		改廃	支庁市郡	区町村	ふりがな	変更		
19	201		甲府市		こうふし			
19	202		富士吉田市		ふじよしだし			
19	204		都留市		つるし			
19	205		山梨市		やまなしし			
19	206		大月市		おおつきし			
19	207		韮崎市		にらさきし			
19	208		南アルプス市		みなみあるぶすし	2003.0401	新設	←八田村, 白根町, 芦安村, 若草町, 櫛形町, 甲西町
19	209		北杜市		ほくとし	2004.1101	新設	←明野村, 須玉町, 高根町, 長坂町, 大泉村, 白州町, 武川村
19	210		甲斐市		かいし	2004.0901	新設	←竜王町, 敷島町, 双葉町
19	211		笛吹市		ふえふきし	2004.1012	新設	←春日居町, 石和町, 御坂町, 一宮町, 八代町, 境川村
19	212		上野原市		うえのはらし	2005.0213	新設	←上野原町, 秋山村
19	213		甲州市		こうしゅうし	2005.1101	新設	←塩山市, 勝沼町, 大和村
19	214		中央市		ちゅうおうし	2006.0220	新設	←玉穂町, 田富町, 豊富村
19	340		西八代郡		にしやつしろぐん			
19	346			市川三郷町	いちかわみさとちょう	2005.1001	新設	←三珠町, 市川大門町, 六郷町
19	360		南巨摩郡		みなみこまぐん			
19	361			増穂町	ますほちょう			
19	362			鯉沢町	かじかざわちょう			
19	364			早川町	はやかわちょう			
19	365			身延町	みのぶちょう			

19	366			南部町	なんぶちょう			
19	380		中巨摩郡		なかこまぐん			
19	384			昭和町	しょうわちょう	1971.0401	町制	←昭和村
19	420		南都留郡		みなみつるぐん			
19	422			道志村	どうしむら			
19	423			西桂町	にしかつらちょう			
19	424			忍野村	おしのむら			
19	425			山中湖村	やまなかこむら			
19	429			鳴沢村	なるさわむら			
19	430			富士河口湖町	ふじかわぐちこまち	2003.1115	新設	←河口湖町, 勝山村, 足和田村
19	440			北都留郡		きたつるぐん		
19	442		小菅村		こすげむら			
19	443		丹波山村		たばやまむら			

埋蔵文化財センター一遺跡

(32p MS 明朝 B)

事業に伴う発掘調査

(14p MS 明朝 B)

(遺跡を代表する遺構・遺物イテスト青絵図など)

20 x x . x

山梨県観光文化部

●●●事業主

(20p HGS ゴシック M)

上から 2 cm あけ (空白)

山
県
埋
蔵
文
化
財
セ
ン
タ
ー
調
査
報
告
書

6 cm の範囲

報告書名

◎ ゴシック縦書きとする。

0. 3 cm あけ (空白)

第
二
三
集

2. 5 cm の範囲

番号

◎ 漢数字縦書きゴシックとする。

0. 4 cm あけ (空白)

百
々
遺
跡
X
・
X

8. 4 cm の範囲

背表紙

◎ 背表紙については、この規格で文字はゴシック体とする。

◎ 遺跡名が長い場合は二行でもよい。

0. 2 cm あけ (空白)

二
〇
X
X
・
三

2. 4 cm の範囲

年号

◎ 漢数字の縦書きゴシックとする。

0. 2 cm あけ (空白)

山
梨
県
観
光
文
化
部
国
土
交
通
省
甲
府
工
事
事
務
所
日
本
道
路
公
団
東
京
建
設
局

5 cm の範囲

事業主

◎ 事業主が複数の場合は並列縦書きゴシックとする。

下から 2 cm あけ (空白)

別表 4 平成 年度 報告書印刷仕様書

担当者

印刷物名	遺跡発掘調査報告書	第	集
	A 4 判	部	
	見返し	あり	全頁数
	折り込み	あり	(表紙見返し含まず)
			製本無線綴じ

表紙	テンテンレザー	四六判	Y目200kg	色
	印刷文字	あり	イラスト	なし
見返し	表紙に合わせた色 色上質紙特厚口 裏白			
本扉	コート紙	菊判Y目	76.5k9	頁
口絵	コート紙菊判Y目	76.5kg	写真点数カラー	点
			白黒	点
			デジタル	点
序文	書籍用紙A判Y目	46.5k9		頁
例言・凡例	書籍用紙A判Y目	46.5k9		頁
目次	書籍用紙A判Y目	46.5k9		頁
本文	書籍用紙A判Y目	46.5k9		頁
	仕上がり			
	図版	A 5 判	1 倍版	枚
			2 倍版	枚
			3 倍版	枚
	写真	白黒	点	
写真図版	コート紙	菊判Y目	76.5k9	頁
			写真図版カラー	点
			白黒	点
			デジタル	点
抄録・奥付	コート紙	菊判Y目	76.5kg	裏白
裏の見返し	表紙見返しと同じ			
裏表紙	表紙と同じ			
背文字	あり			
折り込み	なし	A 2	枚	A 3
				枚
附図	あり	A 2	枚	A 3
				枚
DTP データ加工	あり	→PDF		
その他	入稿FD (—太郎・エクセルデータ) 写真 カラー 点			
			白黒	点
	PDF形式について CD-R×4枚を納品			
	Print ジョブオプション相当×2枚 Press ジョブオプション相当×2枚			
	機種依存文字に注意すること(文字化け注意)			